

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第108号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「, コミュニティセンター」を削り, 同条第3号中「コミュニティセンター,」を削り, 同条第4号中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

第3条第3項中「局等の長」の右に「(担当局長を含む。以下第6条までにおいて同じ。)」を加える。

第6条(見出しを含む。)中「局等」の右に「の長」を加える。

第7条第2項第2号中「長」の右に「及び市長が指名する担当局長」を加える。

第8条第2項第2号中「副支所長」を「担当副区長」に改め, 同項第3号中「コミュニティセンター所長,」を削る。

第9条第2項第2号中「副支所長」を「担当副区長」に改め, 同項第3号中「コミュニティセンター所長,」を削り, 同条第9項中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

附 則

この規則は, 平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)